

# 北九州市公報

発行所  
北九州市小倉北区城内1番1号  
北九州市役所

## 目 次

	ページ
◇ 規 則	
○ 北九州市区役所等事務分掌規則の一部を改正する規則【総務局人事部人事課】	3
○ 北九州市食品衛生に関する規則の一部を改正する規則【保健福祉局保健衛生部保健衛生課】	4
○ 北九州市動物の愛護及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則【保健福祉局保健衛生部保健衛生課】	6
◇ 告 示	
○ 道路の区域決定【建設局総務部管理課】	7
○ 道路の供用開始【建設局総務部管理課】	8
◇ 公 告	
○ 物品調達契約に係る一般競争入札の公告【技術監理局契約部契約課】	9

## 本号で公布された条例等のあらまし

### ◇北九州市区役所等事務分掌規則の一部を改正する規則

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、個人番号の通知に関する事務を変更するため、関係規定を改めることにしました。

この規則は、令和2年5月25日から施行することにしました。

### ◇北九州市食品衛生に関する規則の一部を改正する規則

北九州市食品衛生法に基づく公衆衛生上講ずべき措置の基準等に関する条例の一部改正に伴い、食品衛生責任者の届出に関する規定を削除する等のため、関係規定を改めることにしました。

この規則は、令和2年6月1日から施行することにしました。

### ◇北九州市動物の愛護及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

北九州市動物の愛護及び管理に関する条例の一部改正に伴い、動物愛護管理員証の様式を改めることにしました。

この規則は、令和2年6月1日から施行することにしました。

北九州市区役所等事務分掌規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 2 年 5 月 2 1 日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市規則第 4 1 号

北九州市区役所等事務分掌規則の一部を改正する規則

北九州市区役所等事務分掌規則（昭和 4 3 年北九州市規則第 7 6 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条市民課市民係の項第 1 9 号中「通知カード」を「通知並びに通知カー

松ヶ江出張所（門司区役所）

大里出張所（門司区役所）

曾根出張所（小倉南区役所）

両谷出張所（小倉南区役所）

の紛失の届出及び返納」に改め、同条東谷出張所（小倉南区役所）の項第

島郷出張所（若松区役所）

折尾出張所（八幡西区役所）

上津役出張所（八幡西区役所）

八幡南出張所（八幡西区役所）

1 2 号中「通知カード」の次に「の紛失の届出及び返納」を加える。

付 則

（施行期日）

1 この規則は、令和 2 年 5 月 2 5 日から施行する。

（北九州市公印規則の一部改正）

2 北九州市公印規則（昭和 3 8 年北九州市規則第 6 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 の補助機関等の専用印の項中「、通知カード」を削る。

北九州市食品衛生に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年5月26日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市規則第42号

北九州市食品衛生に関する規則の一部を改正する規則

北九州市食品衛生に関する規則（平成12年北九州市規則第36号）の一部を次のように改正する。

第1条中「北九州市食品衛生法に基づく公衆衛生上講ずべき措置の基準等に関する条例」を「北九州市食品衛生検査施設の設備及び職員の配置の基準等に関する条例」に改める。

第3条を削る。

第4条第1項中「別表第2」を「別表第1」に改め、同条を第3条とし、第5条を第4条とする。

第6条第1項中「別表第2」を「別表第1」に改め、同条第2項中「第4条第2項」を「第3条第2項」に改め、同条を第5条とする。

第7条第1項中「別表第2」を「別表第1」に改め、同条第2項中「別表第2」を「別表第1」に、「定置して行う」を「定置して営業の終了とともに撤去する」に改め、同条第3項中「別表第2」を「別表第1」に、「おおむね1週間を限度とする営業を」を「2週間を限度とする期間ごとに営業の場所を変更し、若しくは」に改め、同条第4項中「別表第2」を「別表第1」に改め、「臨時営業は、」の次に「営業のための設備を備えた自動車（道路運送車両法第3条の普通自動車、小型自動車及び軽自動車をいい、二輪のものを除く。）又は」を加え、「おおむね1週間」を「2週間」に改め、同条を第6条とする。

。

第8条中「の規定による」を「に規定する」に改め、同条を第7条とし、第9条を第8条とし、第10条を第9条とする。

第11条第1項中「に規定する営業」を「の営業」に改め、同条を第10条とする。

第12条第1項中「）第1食品の部D各条の項の生食用食肉（牛の食肉（内臓を除く。以下この目において同じ。）であつて、生食用食肉として販売するものに限る。以下この目において同じ。）の目（次条において「生食用食肉の目」という。）に規定する生食用食肉（次条」を「。次条において「規格基準」という。）に規定する生食用食肉（牛の食肉（内臓を除く。）であつて、生食用食肉として販売するものに限る。同条」に改め、同条を第11条とする。

第13条各号列記以外の部分中「生食用食肉の目」を「規格基準」に改め、

同条第3号中「条例別表第1に規定する」を「省令別表第17第1号イの」に改め、同条を第12条とする。

第14条第2項中「に規定する書類」を「の書類」に改め、同条を第13条とする。

第15条第2号を削り、同条中第3号を第2号とし、第4号から第13号までを1号ずつ繰り上げ、同条を第14条とし、第16条を第15条とする。

付 則

(施行期日)

1 この規則は、令和2年6月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の第3条及び第15条第2号の規定は、この規則の施行の日から令和3年5月31日までの間は、なおその効力を有する。

3 この規則の施行の日から令和3年5月31日までの間の第12条第3号の規定の適用については、同号中「省令別表第17第1号イ」とあるのは、「北九州市食品衛生法に基づく公衆衛生上講ずべき措置の基準等に関する条例の一部を改正する条例（令和2年北九州市条例第11号）の規定による改正前の北九州市食品衛生法に基づく公衆衛生上講ずべき措置の基準等に関する条例別表第1」と読み替えるものとする。

北九州市動物の愛護及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年5月26日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市規則第43号

北九州市動物の愛護及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

北九州市動物の愛護及び管理に関する条例施行規則（平成21年北九州市規則第37号）の一部を次のように改正する。

第4号様式（裏）中「第34条第1項」を「第37条の3第1項」に、「基づき」を「より」に改め、「第24条第1項」の次に「（法第24条の4第1項において読み替えて準用する場合を含む。）」を加え、「又は法」を「、第24条の2第3項、第25条第5項又は」に改める。

付 則

この規則は、令和2年6月1日から施行する。ただし、第4号様式（裏）の改正規定（「第24条第1項」の次に「（法第24条の4第1項において読み替えて準用する場合を含む。）」を加える部分に限る。）は、公布の日から施行する。

北九州市告示第 2 5 1 号

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条第 1 項の規定により、次のとおり道路の区域を決定する。

その関係図面は、この告示の日から 2 週間北九州市建設局総務部管理課において、一般の縦覧に供する。

令和 2 年 5 月 2 6 日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線名等

整理番号	路線名	区域決定の区間	幅員 (m)	延長 (m)
5 1 4 7	町上津役 東 9 号線	八幡西区町上津役東一丁目 1 9 2 8 番地先から 八幡西区町上津役東一丁目 1 8 1 8 番 2 地先まで	4.1 ～ 9.4	90.5
7 0 5 9	町上津役 東 5 0 号 線	八幡西区町上津役東一丁目 1 9 1 1 番地先から 八幡西区町上津役東一丁目 1 8 1 8 番 2 地先まで	6.0 ～ 13.5	118.3
7 0 6 0	町上津役 東 5 1 号 線	八幡西区町上津役東一丁目 1 9 1 8 番地先から 八幡西区町上津役東一丁目 1 8 2 5 番 1 地先まで	6.0 ～ 6.1	89.8

北九州市告示第 252 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次のとおり令和 2 年 5 月 26 日から道路の供用を開始する。

その関係図面は、この告示の日から 2 週間北九州市建設局総務部管理課において、一般の縦覧に供する。

令和 2 年 5 月 26 日

北九州市長 北 橋 健 治

1 道路の種類 市道

2 路線名等

整理番号	路線名	供用開始の区間
5147	町上津役東 9 号線	八幡西区町上津役東一丁目 1928 番地先から 八幡西区町上津役東一丁目 1818 番 2 地先まで
7059	町上津役東 50 号線	八幡西区町上津役東一丁目 1911 番地先から 八幡西区町上津役東一丁目 1818 番 2 地先まで
7060	町上津役東 51 号線	八幡西区町上津役東一丁目 1918 番地先から 八幡西区町上津役東一丁目 1825 番 1 地先まで



北九州市公告第361号

次の物品について、一般競争入札により物品調達契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により、次のとおり公告する。

令和2年5月26日

北九州市長 北橋 健治

1 調達内容	購入品目及び数量	指揮車 2台
	購入物品の仕様	仕様書に定めるとおり
	履行期限	令和3年3月12日
	納入場所	北九州市消防訓練研修センター（北九州市小倉北区東港一丁目2番5号）
2 競争入札参加資格（次のいずれにも該当する者であること。）	登録	有資格業者名簿（注1）に記載されていること。
	所在地	有資格業者名簿に記載されている本店所在地又は受任地が北九州市内にあること。
	実績	平成30年度以降において、北九州市（上下水道局、交通局及び公営競技局を含む。以下「本市」という。）が発注した1件160万円を超える物品等供給契約における指名の実績又は契約の履行実績（随意契約によるものを含む。）があること。
	その他	本市から指名停止を受けている期間中でないこと。
3 契約条項を示す場所及び期間	場所	北九州市小倉北区城内1番1号 北九州市技術監理局契約部契約課
	期間	この公告の日から本件開札日まで（注2）の毎日午前9時から午後4時30分まで
4 競争参加資格確認申請書提出期間	この公告の日から令和2年6月9日まで（注2）の毎日午前9時から午後4時30分まで	
5 入札書の受付期間	令和2年6月17日から同月25日まで（注2）の毎日午前9時から午後7時まで及び同月26日午前9時から午後2時まで	
6 開札の場所及び日時	場所	北九州市小倉北区城内1番1号 北九州市技術監理局契約部契約課
	日時	令和2年6月26日午後2時10分
7 入札及び契約に関する条件	入札保証金	免除する。
	契約保証金	契約金額の100分の5以上の額。ただし、契約規則第25条第7項第1号又は第3号のいずれかに該当する場合は、免除する。
	入札方法	総価により行う。入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とする。
	電子入札案件	この公告に係る入札は、原則として電子入札システムにより行う。
8 落札者の決定方法	契約規則第13条第1項の規定により定められた予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。	
9 入札の無効	次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。 (1) この公告に示した競争入札参加資格のない者がした入札 (2) 競争参加資格確認申請書等に虚偽の記載をした者がした入札 (3) 契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札 (4) 北九州市電子入札実施要領第10条各号のいずれかに該当する入札	
10 その他	(1) この調達に係るその他入札に関する条件は、入札説明書による。 (2) 入札説明書及び仕様書は、北九州市技術監理局契約部ホームページからダウンロードする方法により交付する。ただし、これにより難しい場合は、第3項に示す場所及び期間において無償で交付する。 (3) この入札に係る競争参加資格確認通知を受けていない者は、当該入札に参加することができない。 (4) 原則として、入札者名義のICカード（注3）を取得し、北九州市電子入札システムの利用者登録を完了していること。 (5) この公告に関する問合せ先は、北九州市技術監理局契約部契約課（電話 093-582-2017）とする。	
注1 北九州市物品等供給契約の競争参加者の資格及び審査等に関する規則（平成7年北九州市規則第11号）第6条第1項に規定する有資格業者名簿をいう。		
注2 この公告第3項から第5項までに規定する期間内に、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第78号）に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日が含まれる場合、それらの日を除く。		
注3 北九州市電子入札用電子証明書（ICカード）登録要領第3条に規定するICカードをいう。		